"ただ今実施中"　11/11～2/18

飲酒運転追放100日運動

◇飲酒運転者（検挙）の氏名公表も◇

村民のみなさん、ただいま県下一斉に『飲酒運転しないさせない新潟県』をテーマに飲酒運転追放一〇〇日運動が実施されています。

家庭はもちろん、職場や地域総ぐるみの力で重大事故につながる飲酒運転を一掃いたしましょう。

○飲酒運転はしない
○飲酒運転はさせない
○運転する人には酒をすすめない

このことをみんなでもう一度確認し合おうではありませんか。

飲酒運転追放

これは、安全を願う全村民の心からの祈りです。

九月定例議会

50年度一般会計補正予算等審議

九月定例議会は、さる九月二十九日招集され、会期を十日間設け十月八日全議事を終了し、閉会しました。

提出された案件は、49年度広域簡易水道会計決算と50年度一般会計補正予算の外村長提案議案が六件、決議案等議員提案議案が五件、請願書一件合計十二件がそれぞれ審議されました。

なお、議決されたうち、補正予算の内容は次のとおりです。

◇50年度一般会計補正予算

主なオ入

○負担金（保育料）　一七六万円
○使用料　一、二九五万円
○財産収入（宅地売払代金）
○寄附金（道路舗装）　三八〇万円
○繰越金　九〇六万円
○村債　七六〇万円
○その他　七万円

オ出

○特殊排水事業費等負担金　七二二万円
○排水ポンプ購入費（三台分）　一三〇万円
○下水道事業負担金等　八七〇万円
○教員住宅建設費（三棟改築）　一、一二四万円
○統合小建設諸工事費　四二一万円
○道路補償費　三〇〇万円
○その他　二四五万円
○減額　二八八万円

傍聴席溢る

赤星病の対策を早く

今年大発生した梨の赤星病が、梨の生産に大きく響きその防除対策に効果的な決め手がなく、又農家だけの努力ではどうにもならないという深刻な状況から、さる九月定例議会には、一般質問や請願としてとり上げられ積極的な行政上の施策を強く望んでいました。

一般質問当日と、請願上程日には、この実情の認識と、農家の切実な問題解決について期待をかける木津、二本木地区の梨栽培農家約六十名が議会の傍聴席を埋め、慎剣になりゆきを見守っていました。

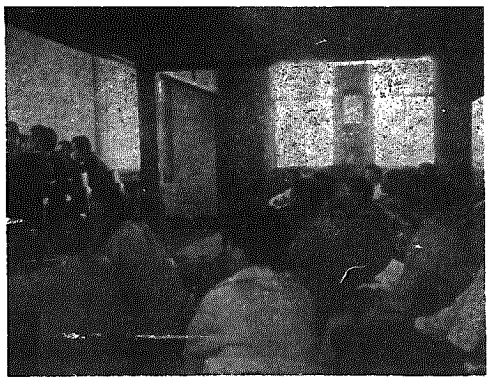

議会の審議を見守る大勢の農家

～むらの家計簿～

昭和49年度横越村広域簡易水道事業会計決算書

一、収益的収支　（千円）

収入 区分	決算額	支出 区分	決算額
1 給水収益	25,499	1 原水及び浄水費	9,194
2 受託工事収益	191	2 配水及び受託工事費	5,336
3 その他営業収益	5	3 総係費	8,970
4 預金利息	572	4 減価償却費	2,458
		5 資産減耗費	21
		6 その他営業費用	3
		7 支払利息	1,562
合計	26,267	合計	27,544

収支差引 1,277千円の赤字

二、資本的収支　（千円）

収入 区分	決算額	支出 区分	決算額
損益勘定留保資金充当	7,494	1 給水施設費	206
		2 配水設備工事費	4,338
		3 固定資産購入費	1,653
		4 企業債償還金	1,297
		合計	7,494

三、業務量

事項	単位	49年度	48年度	比較 増減	比較 比率
年度末給水人口	人	9,884	9,356	528	105.6
計画給水人口	人	12,000	12,000	—	—
普及率	%	98.3	85.6	12.7	114.8
年度末給水栓数	栓	2,103	2,034	69	103.4
年間配水量	㎥	761,670	747,595	14,075	101.9
年間有収水量	㎥	633,712	613,771	19,941	103.2
一日最大配水量	㎥	2,587	2,889	△302	89.5
有収率	%	83.2	82.1	1.1	101.3

供給単価

給水収益 25,499,355 / 有収水量 633,712 ＝40円24銭

給水原価

総費用27,544,288－受託工事費114,526 / 有収水量 633,712 ＝43円28銭

サラリーマンの〝年末調整近づく〟

月給袋から毎月納めてきた所得税を精算する年末調整が始まります。

これは確定申告の替わりの役目をするものです。

サラリーマンの皆さんは年末調整に次のような手続きが必要ですから用意をしておきましょう。

一、扶養控除等の異動

出生・死亡・結婚といった理由で扶養者が増加・減少した場合や、就職・退職によってその人の年間収入が七十万円を超えたり、又はそれ以下になった場合は扶養控除等の異動の申告を勤務先へ提出する。

二、保険料控除

本年中に自分で支払った社会保険料・生命保険料そして損害保険料は、保険料控除申告書を勤務先へ提出する。

この場合、生命保険は一口九千円を超えるもの、損害保険はすべてについて、支払った証明書が必要です〝お忘れなく〟

三、住宅取得控除

昭和四十八年と四十九年に住宅を取得して確定申告をされた方には、税務署から「住宅取得控除証明書」が送られますから、これを勤務先へ提出する。

㊟本年住宅を取得された方は、税務署へ確定申告書を提出して控除することになります。

年末調整で精算できないものに医療費控除があります。

所得金額の百分の五と五万円のいずれか低い金額を超える医療費を支払った場合には、確定申告をすることによって控除できます。

間氏三たび教育長に

本村の教育長間清太郎氏はさる九月末で任期満了のところ、九月定例議会で選任同意がなされ引き続き教育長に就任しました。

横越郵便局

教員住宅跡地へ移転

昨年以来、横越郵便局から局舎移転候補地の依頼をうけていましたが、小学校統合に伴なう教員住宅の整備が必要とされてきたこともあり、又、郵便局の公共性の見地から中学校協の教員住宅地を郵便局に充てることとし、その売収が成立いたしました。従って現在の教員住宅三棟をとり壊し、新たに横越下地区の教員住宅地に建替することにしました。

なお、郵便局舎は来春落工の計画とされています。

企業共済

事業主にも〝退職金〟が

従業員の退職金は今や常識ですが、事業主も退職することがあります。たとえば、第一線を引退して老後を楽しみたい、自分に万一のことがあったとき、経営の都合により工場や商店の閉鎖など……いろいろな場合があります。

このような事態が起ったときに備えて事業主の生活安定をはかる退職金制度、それが国でつくられた「企業共済」制度です。

制度の特色

1. 掛金は全額が所得控除

掛金は、全額が小規模企業共済等掛金控除として、そっくり課税対象から控除されます。又、一年以内の前納掛金も同様に控除されます。

2. 共済金は退職所得扱い

共済金・準共済金・解約金は、退職所得として取扱われますので、控除額が非常に大きくなっています。

3. 安全・確実

共済金額は法律によって定められており、その支払いも政府が最後まで責任をもっておりますので安全確実です。

4. 貸付制度

一年以上掛金を払い込んだ加入者は、その範囲内で即日簡易に事業資金の貸付が受けられます。

▽加入資格

常時使用する従業員が二〇人（商業とサービス業では五人）以下の事業主、及び会社等の役員の方々です。一人であるいは家族だけで事業を営んでいる方、又、自由業の方も加入できます。

▽掛金

毎月一口五百円から最高二十口一万円まで、加入後の増減もできます。

▽申し込先

銀行、信用組合、商工会。

▽問い合せ

申し込先の関係機関か県の商工担当課。

狩猟鳥獣の保護にご協力を

鳥獣保護及び狩猟に関する法律施行規則が一部改正され狩猟期間と捕獲制限が変りましたのでお知らせします。

(1) 狩猟期間の短縮

狩猟鳥獣の生息数の減少防止及び狩猟に伴なう猟銃に関する事故の防止を図るため、解禁日が従来の十一月一日が改正され、十一月十五日となりましたのでご注意ください。

(2) 捕獲数の制限強化

狩猟鳥獣の生息数の維持を図るため、一日当りの捕獲数がカモ類八羽以内が、五羽以内に、オスジカ一頭に制限されました。

◇狩猟上の注意

○タマの装ていは最少限にとどめること。
○銃を目的以外の道具に使わないこと。
○危険な地形の所ではタマを抜くこと。
○水平撃ちを避けること。
○お互いの存在を確認し合うこと。
○銃腔内への異物の侵入に注意すること。

税を知る週間

十一月十七日まで

「税法は難かしくわかりにくい」という方が多いようです。

そこで今年もできるだけ多くの人に税を知ってもらおうと十一月十七日まで、全国いっせいに〝税を知る週間〟を実施することになりました。

昨年から〝納税者の声を聞く旬間〟を〝税を知る週間〟に改め、今年で二回目になりますが、従来の納税者の声を税務行政に反映させるとともに、納税者の方だけでなく将来納税者となる若い人たちを含め、すべての皆さんに税を知ってもらい、税についての良き理解者、協力者となっていただくことを目的としています。

この週間中、税務署では巡回税務相談、座談会、租税教室などを行いますが、皆さんもこの機会に大いに税の知識を吸収されてはいかがでしょうか。

〝飲酒運転しないさせない新潟県〟

11月の村税　固定資産税 4期　お忘れなく期限内に